

重要事項説明書

利用者様名： _____ 様

居宅介護支援事業所 あしたの風

重要事項説明書

事業者：居宅介護支援事業所 あしたの風

1 事業所の概要

事業所名 居宅介護支援事業所 あしたの風
所在地 横須賀市佐原3-4-23-1F
電話番号 046-887-0874
事業所指定番号 神奈川県 1471902005号

2 事業所の職員体制等 (令和6年10月21日現在)

職種	従事するサービス種類、業務	人員
管理者	介護支援専門員兼務	1名
介護支援専門員	ケアマネジャー	4名(常勤専従4名)

3 サービス提供地域

横須賀市全域

*介護支援専門員が通常のサービス地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合は、その交通費(実費:1kmあたり20円)の支払いが必要となります。

4 サービス提供時間

午前8時30分～午後5時30分

(注)土曜日、日曜日、祝日、及び年末年始(12/30～1/3)の間、事業所は休ませていただきます(電話対応可)

5 24時間連絡体制の確保

緊急時の連絡体制について、通常のサービス実施時間外については当番の介護支援専門員へ転送されます。

6 利用料金(1単位あたり10.84をかけて出したものが料金になります)

・利用料は介護保険で10割給付され、自己負担はありません。

但し、保険料を滞納されると本来給付される利用料を負担しなければならなくなりますので下記の単位数分の利用料金がかかることになります。

居宅介護支援費は以下の通りです。

(1-1)

居宅介護支援費(Ⅰ):下記の(Ⅱ)を算定していない事業所

居宅介護支援費	(i) 取扱い件数40件未満	(ii) 取扱い件数40件～60件未満	(iii) 取扱い件数60件以上
要介護1・2	1086単位	544単位	326単位
要介護3・4・5	1411単位	704単位	422単位

居宅介護支援費(Ⅱ):一定の情報通信機器(人工知能関連技術を含む)の活用又は事務職員の配置を行っている事業所

居宅介護支援費	(i) 取扱い件数45件未満	(ii) 取扱い件数45件～60件未満	(iii) 取扱い件数60件以上
要介護1・2	1086単位	527単位	316単位
要介護3・4・5	1411単位	683単位	410単位

(2) 特定事業所加算（特定事業所医療介護連携加算はⅠ～Ⅲのいずれかを算定の上、ターミナルケアマネジメント加算の回数要件あり。）

特定事業所加算 (Ⅰ)	特定事業所加算 (Ⅱ)	特定事業所加算 (Ⅲ)	特定事業所加算 (A)	特定事業所医療介護連携加算
519単位	421単位	323単位	114単位	125単位

(3)：初回加算 300単位

(4)：入院時情報連携加算 (Ⅰ) 250単位/月 (Ⅱ) 200単位/月

(5)：退院、退所加算（上限3回まで）

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	450単位	600単位
連携2回	600単位	750単位
連携3回	×（最低一回はカンファ参加必須）	900単位

(6)：緊急時等居宅カンファレンス加算 200単位/月（上限2回まで）

(7)：ターミナルケアマネジメント加算 400単位/月

(8)：通院時情報連携加算 50単位/月

(1-2) 受け持ち可能な居宅サービス計画書（ケアプラン）件数

介護支援専門員一人当たりの担当件数の上限は44件とされています。そのためこの件数を超える場合、やむを得ず同事業所の別の介護支援専門員への変更もしくは他の事業所への紹介をさせていただくことがあります。

7 居宅介護支援内容

居宅介護支援事項	居宅介護支援内容
(1) 現在の状況や状態	介護支援専門員が状況や状態をお聞きし、ニーズ（必要性）や希望を把握します。原則、自宅でご利用者・ご家族と面談をします。
(2) 居宅サービス事業者との連絡調整	ご利用者及びご家族の選択に基づきサービス事業者の選定と依頼をします。この際に複数のサービス事業者の提示を求める事、事業者の選定理由を求める事が可能です。
(3) 居宅サービス計画の作成	新規サービス利用時や更新時または急変等でサービス内容が変わったときに介護支援専門員が作成します。
(4) サービス担当者会議の実施	サービス事業者等との情報共有の場となります。今後の支援の在り方を検討し、決定します。
(5) 利用者様からの同意・交付	作成した居宅サービス計画書（ケアプラン）を説明し、同意を受けましたら交付します。

【サービス利用開始後～毎月実施】

居宅介護支援事項	居宅介護支援内容
(6) 利用者様状況の把握	月1回の自宅訪問を通じ、ご利用者と面談します。身体状況等の確認をし、サービスの見直しやサービス利用票の説明・同意・交付を行います。
*訪問の目安として、特段の事情が無い限り月1回となります。 (ご利用者からの依頼やサービス内容を急きょ変更する必要があるときは、都度訪問します。)	
(7) 給付管理	適正に介護サービスが利用されているかを管理しています。
(8) 相談業務	介護サービスを利用しているなかに生じる相談ごとなどについては、お気軽に問合せください。

上記(1)～(8)は、一連の業務として介護保険の対象となるものです。

※当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりとなります。

8 暴言・暴力・ハラスメントの防止について

ご利用者や従業員に対する暴言・暴力・ハラスメントの防止のため、体制整備を行うとともに、必要な措置を講じます。

9 虐待の防止について

ご利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催とその結果の周知
- (2) 虐待防止のための研修の定期的な実施
- (3) 虐待防止に関する責任者の選定
- (4) 速やかな行政への通報

虐待防止に関する責任者	管理者 高橋 俊治
-------------	-----------

10 事業継続計画について

感染症や災害が発生した場合でも、ご利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとします。

11 衛生管理について

感染症の予防及びまん延防止に努め、委員会による感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し事業所へ掲示を行います。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

12 当社のサービスの方針等

- ・利用者様の気持ちを大切にします。
- ・市区町村やサービス提供者と連携し、最適な支援を行います。
- ・迅速に継続的にサービスを行います。
- ・従業員の教育研修を重視し、質の向上に努めます。

13 緊急時の対応

居宅介護支援提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は事前の打ち合せに基づきご家族・主治医または救急機関等に連絡をします。

(注)・入院手続き等、介護支援専門員では対応が難しいことがあります。その際は、その旨をお伝えしますので、ご家族で対応してください。

- ・入院の際には入院先医療機関へ担当ケアマネジャーの氏名等をお知らせ頂くようお願い致します。

医療機関	主治医等の氏名
	連絡先
緊急連絡先	① 氏名 (続柄) 連絡先 (携帯等)
	住所
	② 氏名 (続柄) 連絡先 (携帯等)
	住所

14 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

相談・苦情窓口	電話番号	887-0874
	FAX 番号	837-8964
	相談責任者	管理者 高橋 俊治
	対応時間	8:30~17:30 (土日、祝日、年末年始を除く) *上記時間以外は、当番の介護支援専門員へ転送されます

○公的機関においても、次の機関において苦情の申し出等ができます。

横須賀市 介護保険相談窓口	民生局福祉こども部介護保険課給付係 046-822-8253
神奈川県 国民健康保険団体連合会	045-329-3447

※横須賀市以外の方は、当該市町村介護保険担当窓口へ

15 当社の概要

名称・法人種別	有限会社 道
代表者名	取締役 高梨明美
本社所在地・電話	横須賀市須軽谷字天王谷967番地 046-853-4139
業務の概要	あしたの風(居宅介護支援事業所・訪問介護事業所・通所介護事業所・認知症対応型共同生活介護)・古街の家(認知症対応型共同生活介護)・森の里(住宅型有料老人ホーム)
事業所数	6事業所 従業員 100名以上

【 説明確認欄 】

令和 年 月 日

前述により重要事項を説明し、同意を受けて交付しました。

(事業者) 事業者名 居宅介護支援事業所 あしたの風

説明者名 _____ 印

前述のとおり説明を受け、同意し交付を受けました。

(利用者) 氏 名 _____ 印

(代理人) 住 所 _____

(続柄) _____

氏 名 _____ 印

【別紙】

※ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下の2点について、ご利用者に説明を行い、理解を得る事が努力義務とされています。

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合。

令和6年3月～令和6年8月 (小数点以下切り上げ)

訪問介護	通所介護	地域密着型通所介護	福祉用具貸与
41%	40%	15%	68%

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合。

令和6年3月～令和6年8月 (小数点以下切り上げ)

訪問介護	ヘルパーステーション あしたの風 46%	福祉の森湘南 14%	ケアステーション 杏の実 10%
通所介護	デイサービスセンター あしたの風 39%	リハビリデイサロン 海 17%	ツクイ横須賀森崎 8%
地域密着型通所介護	ローズホール 28%	ぱわりはでい久里浜 17%	ゴルフアーズデイ 6%
福祉用具貸与	イノベーションオブメ ディカルサービス 45%	柴橋商会 25%	サクラサービス 10%